

## 第5次あさぎり町保健福祉総合計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、あさぎり町が第5次保健福祉総合計画、第5次地域福祉計画、第5次健康21計画・食育推進計画、第2次自殺対策計画を策定するにあたり、本町の現状と課題、町民の保健福祉等に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、制度を取り巻く時代の潮流や本町の他の計画、国の制度改正等と整合を図るため、豊富な計画と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うため、公募型プロポーザルにより、受注候補者を選定するものである。

計画の策定に当たっては、一体的に作業を進めるため、4計画を合わせて1本の契約とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

- ① 第5次あさぎり町保健福祉総合計画及び第5次地域福祉計画策定支援業務委託
- ② 第5次健康21計画・食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書①」、「業務委託仕様書②」による。

#### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

##### ①総額

金 14,845,000円（消費税及び地方消費税を含む）

##### ②業務別限度額

上記(1)の①

金 8,407,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記(1)の②

金 6,438,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本町がこの金額で契約するものではない。なお、提案価格は総額及び計画別のいずれの提案上限額も超えてはならない。

#### (5) 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) あさぎり町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成15年4月1日訓令第34号)に基づく指名停止の措置期間中ではないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算手続き、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (4) あさぎり町暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 他自治体等での同種業務または類似業務の実績及び本業務を遂行する十分な能力を有していること。
- (6) 個人情報の保護について、本町の施策に準じた措置を講じることができること。

### 4 プロポーザルの概要

#### (1) 事務局

あさぎり町役場生活福祉課 生活支援グループ

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

電話 : 0966-45-7214 FAX : 0966-49-9535

E-mail : [k-kurogi@town.asagiri.lg.jp](mailto:k-kurogi@town.asagiri.lg.jp)

#### (2) プロポーザルの日程(予定)

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ①プロポーザル実施の公表 | 令和6年4月 3日(水)          |
| ②質問書の提出期限    | 令和6年4月12日(金) 午後5時まで   |
| ③質問書に対する回答日  | 令和6年4月16日(火) 午後5時まで   |
| ④提出意志表明書提出期限 | 令和6年4月19日(金) 午後5時まで   |
| ⑤提案書等の提出期限   | 令和6年5月 1日(水) 午後5時まで   |
| ⑥審査          | 令和6年5月10日(金) (詳細別途通知) |
| ⑦選定結果通知書送付   | 令和6年5月14日(火)          |
| ⑧契約締結        | 令和6年5月15日(水)          |

※日程については、都合により変更となる場合があります。

#### (3) 質疑応答

本案件の業務内容等に対して不明な点がある場合は、業務委託仕様書に関する質問書(様式第1号)により、郵送・FAX・電子メールにて行うこととし、回答については、参加者全員へ電子メールにて回答する。

#### (4) 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

- ①提出意志表明書(様式第2号) 1部
- ②会社概要書(様式第3号) 1部
- ③類似業務実績書(様式第4号) 1部

### 5 提案書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を期限までに提出すること。

※業務委託仕様書①、②併せて1本の提案書を提出すること。

#### (1) 必要書類

- ①提案書(任意様式で可) 7部
- ②見積書及び積算内容書(任意様式で可) 各7部

※業務委託仕様書①、②で分けること。

※見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、必ずしも契約金額とはならない。

- ③業務実施体制表(様式第5号) 7部
- ④情報非公開希望申立書(様式第6号) 1部

※提出書類は、あさぎり町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則公開する。しかしながら、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条の3号の規定により非公開とできる場合がある。提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。(ただし、本町の検討の結果、公開となる場合もある。)

※非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

#### (2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限必着とし配達日が証明できること。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までの受付とする。

#### (3) 提案書の作成にあたっての留意事項

##### ①提案書の様式等

- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとする。
- ・文字サイズは、10ポイント以上で作成とする。
- ・両面印刷で50ページ以内とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ・ページ番号を付けること。

## ②提案書の基本構成

- ・提案書の提案項目の順に題目を明記して記述すること。
- ・過去の実績に基づくノウハウを本業務の遂行に向けてどのように活用できるかを記述すること。

## ③提案書の提案項目

仕様書を確認の上、次の事項について提案すること。

- ・計画策定の視点、基本的な考え方
- ・策定業務体制、人員配置等
  - ※原則、業務委託仕様書①と②の担当者をそれぞれ配置すること
- ・業務実施体制の全体フロー、業務スケジュール案
- ・地域特性の把握支援及びそれぞれの地域課題の整理・分析支援
- ・本町概要並びにアンケート調査についての提案
  - ※アンケート調査は業務委託仕様書①のみ
- ・アンケート調査結果を集計し、単純集計、クロス集計等を用いて解析し、本町の福祉分野を取り巻く環境、傾向・特徴・課題等を示す
- ・策定委員会（回数は業務委託仕様書①、②参照）、パブリックコメント等に係る資料作成支援
- ・計画骨子、計画素案等の作成支援
- ・個人情報保護について
- ・同類、類似計画等策定実績（貴社の概要に記載ある場合は、記載不要）
- ・その他提案事項

## 6 審査

本プロポーザルにかかる審査は、当町職員で構成する提案書評価者において行う。

## 7 受託候補者の選定

本業務の選定は、別紙「第5次あさぎり町保健福祉総合計画等策定支援業務委託に係る選定基準」に基づき実施する。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 上記に定めるもののほか提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 9 契約の締結

上記7により選定された最上位業者と契約締結の交渉を行い、業務委託等については、あさぎり町契約規則に基づき別途協議する。

## 10 その他

- (1) 審査において辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出された書類は、審査委員会での使用に限り複写することができる。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) あさぎり町が提供又は貸与した資料は本業務以外に使用できないものとする。
- (7) 審査について電話等による問合せには応じない。
- (8) 選定結果に対する異議申し立てはできない。
- (9) 成果品の著作権はあさぎり町に帰属する。